

平成28年 第1回

埼玉中部資源循環組合議会定例会議員提出議案

埼玉中部資源循環組合

平成28年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会議員提出議案一覧

発議第1号 埼玉中部資源循環組合委員会条例の一部を改正する条例制定について・・・1

発議第1号

埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

埼玉中部資源循環組合議会委員会条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する条例を制定いたしたい。

平成28年2月18日 提出

埼玉中部資源循環組合議会
議員 堀越博文

埼玉中部資源循環組合議会
議員 白田喜之

埼玉中部資源循環組合議会
議員 田幡宇市

埼玉中部資源循環組合議会
議員 大野敏行

埼玉中部資源循環組合議会
議員 根岸成美

埼玉中部資源循環組合議会
議員 石川征郎

埼玉中部資源循環組合議会
議員 安孫子和子

埼玉中部資源循環組合議会
議員 野口守隆

埼玉中部資源循環組合議会
議員 高野貞宜

提案理由

埼玉中部資源循環組合に川島町が加入したため

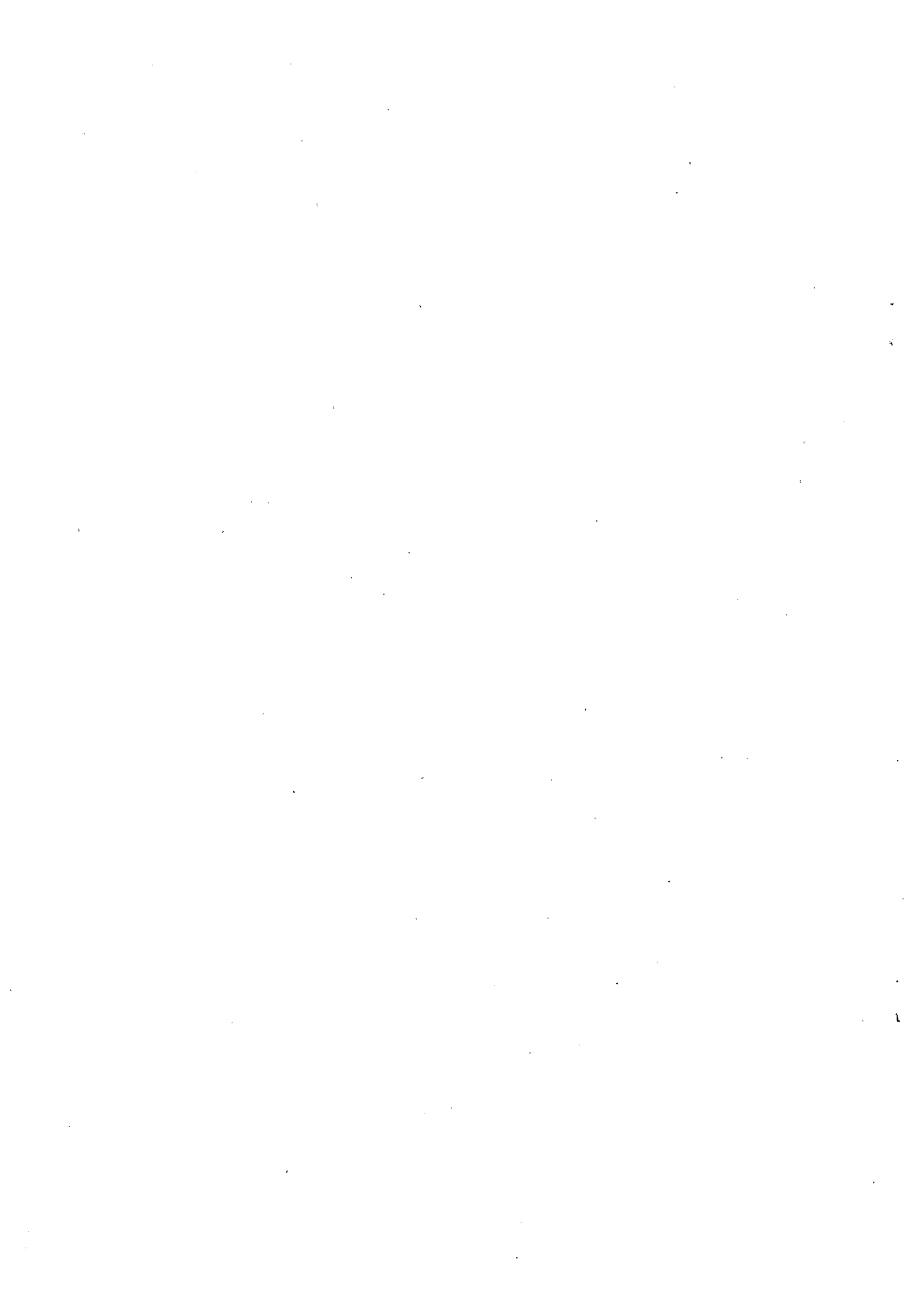
埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例

埼玉中部資源循環組合議会委員会条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「8人」を「9人」に、「小川町 1人」を
「小川町 1人
川島町 1人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用する。



埼玉中部資源循環組合議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 略</p> <p>第2条 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数は、<u>9</u>人とし、その選出区分ごとの人数は、次のとおりとする。</p> <p>東松山市 1人</p> <p>桶川市 1人</p> <p>滑川町 1人</p> <p>嵐山町 1人</p> <p>小川町 1人</p> <p>川島町 1人</p> <p>吉見町 1人</p> <p>ときがわ町 1人</p> <p>東秩父村 1人</p> <p>第3条～第28条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 議会運営委員会の委員（以下「議会運営委員」という。）の定数は、<u>8</u>人とし、その選出区分ごとの人数は、次のとおりとする。</p> <p>東松山市 1人</p> <p>桶川市 1人</p> <p>滑川町 1人</p> <p>嵐山町 1人</p> <p>小川町 1人</p> <hr/> <p>吉見町 1人</p> <p>ときがわ町 1人</p> <p>東秩父村 1人</p> <p>第3条～第28条 略</p>

